

# 令和3年7月定例総会議事録

日 時 令和3年7月16日（金） 午前9時31分～午前10時17分

場 所 佐賀市役所 4階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

第3号 土地改良事業参加資格交替申出

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第7号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前9時31分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。

北部九州もやっと梅雨明けし、これから大分暑くなると思います。皆さん、熱中症等には十分注意し、水分の補給をして、農作業等を十分注意してやっていただきたいと思います。

今日は雷雨があるような天気予報を言われましたが、皆さん大豆まきをされていると思います。大豆まき中も、落雷をするとかいろいろ情報がありますので、それにも注意して農作業を頑張っていただきたいと思います。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は24名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和3年7月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知10件、報告第3号 使用貸借解約通知5件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出8件、局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出2件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請14件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請6件、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転14件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定39件、第7号議案 非農地通知について3件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は7月8日、北部は7月9日に行っております。

また、調査会については、南部が7月12日、北部が7月13日に開催したことを報告します。会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、举手をして、議長が指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、7番委員の野田政光委員、10番委員の北村守委員の両名を指名します。

今回、「常設審議委員会」に意見を求めた案件は、なかつたことを報告します。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5・6

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から6番までの6件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから5ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から10番までの10件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書6ページ及び7ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページから11ページまでをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出

1・2

○会長

局長専決処分報告第3号 土地改良事業参加資格交替申出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番及び3番の2件は、普通売買の案件、審議番号2番は、競売の案件、審議番号4番は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮ります。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から4番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

#### 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5・6・7・8・9・10・11・12・13・14

○会長

次に、審議番号5番から14番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号5番及び6番の2件は、親族間の贈与の案件、審議番号7番、8番及び10番から14番までの7件は、普通売買の案件、審議番号9番は、贈与の案件です。

審議番号13番について、申請人は、空き家バンクを利用して富士町に移住し、その空き家に付随する農地を取得したく申請されたものです。このことについて、事務局より、申請人は約10年の農業経験があり、本業の傍ら自家用野菜を栽培していく予定と聞いている旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この10件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から14番までの10件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ、18ページ及び19ページをお開きください。

#### 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

#### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2・3

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの4件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、転用目的が「資材置場の敷地拡張」及び「建売分譲住宅」の案件で、一体的に造成されるため、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したい

と思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、この4件は、一体的に造成される計画であるため、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番の2件について、申請人は、屋根工事業を営んでいますが、既存の資材置場が手狭となったため、申請地を資材置場として拡張したく、申請されたものです。

また、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件については、申請地は交通の便が良く、近隣に教育施設もあり、住環境が良いため適地と判断し申請されたものです。

委員より、申請地北側の市道敷に設置されている既存の花壇について確認したところ、旧久保田町が設置しており、市と協議し撤去することで、許可を得ているとの回答を得ました。

また、委員より、申請地東側及び南側水路に草が繁茂していることについて確認したところ、造成工事の際に浚渫し、除草するとの回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、資材置場の敷地拡張については、申請地の一部を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番、及び農地法第5条の規定による許可

申請、審議番号3番の農地区分は、2413番2及び2414番2については、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの(イ)のeの(e)。

また、848番5については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

次に、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の農地区分は、2413番1及び2414番1については、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)。

また、848番3及び848番4については、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番から3番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び19ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「通路の拡幅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番の2件は転用目的が「通路の拡幅」の案件で、一体的に申請されていることから、一括審議としました。

申請人は、農業を営んでいますが、自宅への通路が狭く、農業用機械も大きくなっていることから、通行に支障があるため、申請地を通路として拡幅したく申請されたものです。

まず、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番について、地元農

業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番についても、地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、共に「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地の（ア）。

許可基準も、共に「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

まず、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定

しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

## 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

3・4

### ○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号3番及び4番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

審議番号3番は、転用目的が「農業施設」の、軽微な農振除外を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、申請地が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜等から高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「農業用施設」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のcと決定しております。

審議番号4番は、転用目的が「農家住宅」の案件で、申請人は農業を営んでいますが、県道拡幅に伴い、農家住宅の移転を求められたため、新たに農家住宅の建築を計画したところ、申請地は既存敷地に隣接するため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について、質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページ及び21ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

## 第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請

1

### ○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番及び、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的を「一般住宅」から「資材置場」へ変更する案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

### ○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番の2件は、転用目的を「一般住宅」から「資材置場」へ変更する案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行いました。

まず、第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番について、申請地は「一般住宅」として許可を受け、造成工事まで完了していましたが、新型コロナ感染症の影響で、自身が経営する会社の収益が減少したことから、金融機関から融資を断られ、資金調達が困難になったため、住宅建設を断念されたところ、今般、許可地を資材置場として利用したい旨の申出があり、転用目的を変更したく、申請されたものです。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番について、申請人は、電気設備工事業を営んでいますが、現在、別の場所を借りて保管している資材や車両を、事務所前の申請地に集約し事業の効率化を図りたく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への

被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当、及び計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可、及び、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号5番については、申請どおり許可、及び第4号議案 農地転用許可後の事業計画変更承認申請、審議番号1番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書20ページをお開きください。

### 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

6

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号6番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は現在、実家に居住していますが、子どもの成長に伴い手狭となったことから住宅建設を計画したところ、申請地は、実家に近接しているため、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地の（イ）と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書22ページから24ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有权移転

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から14番までの14件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から14番までの14件 : 57,917m<sup>2</sup>について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この14件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この14件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この14件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から14番までの14件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページから31ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1~26

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から26番までの26件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○会長

報告します。

審議番号1番から26番までの26件

新規 8件 : 64,565m<sup>2</sup>

更新 18件 : 109,977m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この26件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この26件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この26件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から26番までの26件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書31ページから34ページまでをお開きください。

#### 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

27~39

##### ○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号27番から39番までの13件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

##### ○北部調査会長

報告します。

審議番号27番から39番までの13件

新規 5件 : 46,938.71m<sup>2</sup>

更新 8件 : 32,657m<sup>2</sup>

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

##### ○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この13件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

##### ○会長

異議なしと認めます。よって、この13件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

##### ○委員

議案書32ページの審議番号29番、新規就農者がおられます。農用地の利用内容の作物を見

ますと、芋、梅、栗、柿というようなことで書いてありますが、現在7反8畝ありますけれども、ここに作物は植えられていますか、それとも、ちょっと荒れた土地ですか、それが1つ。

それと、今回、利用権を受ける方は駅前に住んでいますが、農業経験がある方かどうか、その辺をお話ししていただきたいと思います。

○会長

事務局、説明をお願いします。

○事務局

この土地は貸し手の方が3年ほど前に取得されたもので、芋、梅、栗、柿の4つの作物を前から作られており、その当時から借り手の方もお手伝いされていたとのことです。

今回、そのまま引き続き、今まで作られてきたものを新規にお一人で独立した形で経営までするということで新規就農ということになっています。

以上です。

○委員

はい、分かりました。

○会長

今の説明でよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この13件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号27番から39番までの13件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書35ページをお開きください。

### 第7号議案 非農地通知について

1・2・3

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番から3番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から3番までの3件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、加えて審議番号2番については、委員による現地調査を行いました。この3件について、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から3番までの3件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和3年7月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会长に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会长に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和3年7月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時17分 閉会

佐賀市農業委員会會議規程第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

佐賀市農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

出席委員（24名）

1番 北村 タツ子	2番 宮崎 和彦
3番 中山 光	4番 野田 善一
5番 八次 正	6番 蒲原 茂
7番 野田 政光	8番 山田 敦
9番 永渕 昭	10番 北村 守
11番 千綿 文太郎	12番 吉原 直行
13番 田中 郁子	14番 小川 義美
15番 福田 義弘	16番 松尾 滋樹
17番 平尾 泰弘	18番 山口 敏勝
19番 真崎 英介	20番 野田 悅伸
21番 藤野 兼治	22番 池田 敏伸
23番 吉田 和文	24番 大園 敏明

欠席委員（0名）

本会議に出席した事務局職員

本庁

事務局長 古賀 康生	副局長兼庶務係長 坂井 俊郎
主幹兼農地係長 宗像 剛	主幹兼振興係長 德永 昌純
農地係主査 池田 輝幸	農地係主査 真崎 健太郎
振興係主査 川崎 富士子	農地係主査 野口 寛人